

研修生募集

# 佐野市新規就農塾 募集案内

品目	いちご	受付期間	12月20日まで (休日の場合は、翌開庁・営業日)
募集人数	若干名	研修期間	4月から翌年3月まで
応募資格	<ul style="list-style-type: none"><li>・18歳以上63歳未満までの方</li><li>・性別、農業経験の有無は不問、就農意欲のある方</li><li>・研修終了後、佐野市内での就農、居住が可能な方</li><li>・生産部会員として活動可能な方</li></ul>	研修内容	現役生産者のもとで研修
		就農時の支援	就農準備資金に対応可能（個人条件あり） 農地の借入斡旋やハウスの整備に関する支援、就農後の技術支援など
応募方法	佐野市HP等より研修申込書を提出	注：研修開始前に保証金の預入れが必要となります。	

応募先 佐野市役所 農政課 TEL：0283-20-3043  
問合せ JA佐野 営農企画課 TEL：0283-24-3420

最新情報はこちら



# < 就農に関する事業の紹介 >

(注意) 令和6年度時点の内容のため、今後変更となる場合があります。

## 新規就農者育成総合対策 (国)

### 就農準備資金 (研修期間中の研修生に資金を交付)

- 対象者：就農予定時に49歳以下の者  
交付額：12.5万円/月 (150万円/年) を最長2年間  
主な要件
1. 独立・自営就農(※1)、雇用就農又は親元就農(※2)を目指すこと  
※1 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること  
※2 就農後5年以内に経営を継承すること
  2. 県が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
  3. 雇用契約(常勤)を締結していないこと
  4. 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること
  5. 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

### 経営開始資金 (新たに経営を開始する者に資金を交付)

- 対象者：独立・自営就農時に49歳以下の者  
交付額：12.5万円/月 (150万円/年) を最長3年間  
主な要件
1. 独立・自営就農する認定新規就農者であること
  2. 経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
  3. 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
  4. 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

### 経営発展支援事業 (就農後の機械・施設等の導入支援)

- 対象者：49歳以下の認定新規就農者  
支援額：補助対象事業費上限 1,000万円  
(経営開始資金の交付対象者は上限500万円)  
補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援  
(国の補助上限1/2)  
主な要件
1. 独立・自営就農する認定新規就農者であること
  2. 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
  3. 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
  4. 本人負担分について金融機関から融資を受けていること

### 経営資源有効活用リフォーム支援事業 (県)

- 対象者：経営資源を取得した認定新規就農者  
(農業経営開始後3年以内)  
補助率：1/2以内 上限150万円  
修繕対象
- 園芸施設、果樹棚、畜舎、農業機械等  
※付帯設備の修繕やハウスの被覆資材等の交換も含む。  
※施設の移設(解体、運搬、再設置)に要する経費も補助対象  
※倉庫、運搬用トラック、パソコン、フォークリフト、ショベルローダー等、汎用性の高いものは補助対象外  
※親族(三親等以内)から購入、又は借りている施設・機械は補助対象外

【問合せ先】 安足農業振興事務所 TEL：0283-23-1431

## 農業者支援事業 (JA佐野)

JA佐野では、地域農業振興の実現と農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けた農業関連・担い手育成事業等に関する農業者支援事業を実施しております。

この事業では、新規就農者を対象とした取組・支援をしております。

事業内容はこちらから



【問合せ先】 JA佐野 営農企画課 TEL：0283-24-3420